解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第一項第二号の規定による平成二十四年二月二十四日付長崎県知事からの命令を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

長崎県雲仙市千々石町戊五八二番地
清算法人千々石土地改良区
代表清算人　町田　義博

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

鹿児島市草牟田二丁目五七番一号
財団法人鹿児島県立鹿児島工業高等学校
教育振興会
清算人　杉山　典令

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

茨城県常陸大宮市長倉四〇七番地の二
財団法人ごぜんやま振興公社
代表清算人　綿引　義久

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

東京都新宿区市谷砂土原町一丁目二番地
財団法人日本寄生虫予防会
代表清算人　竹内　勤

解散公告（第二回）

当社団法人は平成二十四年一月六日開催の理事会の決議並びに平成二十四年三月三十日の東京都教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

東京都品川区東品川三丁目二四番八号
社団法人八潮会
代表清算人　糸賀　大

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

東京都渋谷区神宮前五丁目八番二号
財団法人国際看護師協会東京大会記念奨
学基金
代表清算人　小海　正勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

新潟県新発田市則清一五一六番地
財団法人碩清会
代表清算人　内田　豊宗

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月九日石川県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部五四番地
財団法人能登町ふれあい公社
代表清算人　小浦　正俊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日石川県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

石川県鳳珠郡能登町字上一八字二四番地
財団法人能登町スポーツ振興事業団
代表清算人　中口　憲治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

長野県須坂市大字須坂一六一六番地
特例財団法人須坂園芸愛林セミナー
清算人　村石　正郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月十五日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一
二　塩尻市広丘駅南土地区画整理組合
代表清算人　上條　憲一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月十五日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

鳥取県鳥取市福部町蔵見一八五番地
清算法人福部地区土地改良区
清算人　平木　道人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

徳島県小松島市横須町一一番七号
財団法人小松島市社会福祉基金
代表清算人　藤井　克明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月六日開催の第五十三期評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

愛媛県新居浜市新須賀町三丁目四番一七号
財団法人新居浜労働会館
代表清算人　園部　護

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

福岡市博多区博多駅東二丁目八番一一号
特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援
センター
清算人　芦塚　増美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

秋田県秋田市旭北錦町一番四七号
財団法人秋田県商工会館
代表清算人　渡邉　靖彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

埼玉県川口市青木二丁目一番一号
財団法人川口市職員互助会
代表清算人　澁谷　祥晴